

平成22年度 環境・生態系保全活動サポート推進事業(水産庁補助事業)

環境・生態系保全活動サポート専門家募集要項

JF 全 漁 連

## 1. 環境・生態系保全活動サポート専門家登録の概要

### (1) 「環境・生態系保全活動支援事業」の概要

藻場、干潟（浅場を含む）、ヨシ帯、サンゴ礁（以下、「藻場・干潟等」という。）は、産卵場の提供など水産資源の保護・培養に重要な役割を果たすとともに、水質浄化等の公益的機能を支える社会の共通資源となっています。藻場・干潟等の機能は、これまで漁業者が漁業活動のかたわらに実施する環境・生態系保全活動によって維持されてきました。しかし、近年の環境の変化等によって、藻場・干潟等の面積の減少や機能の低下が顕著となり、さらには漁業者の減少や高齢化等もあって、必要な環境・生態系保全活動の維持が困難となっているのが現状です。

このような背景から、沿岸域における藻場・干潟等の機能の維持・回復をめざす活動を支援するために、活動の主体となる活動組織（漁業者・漁業協同組合・地域の住民・NPO法人などにより構成）（以下、「活動組織」という。）に対して交付金を交付する支援制度「環境・生態系保全活動支援事業」が平成21年4月に創設されました。

### (2) 環境・生態系保全活動サポート専門家の登録とは

環境・生態系保全活動支援推進事業の助成を受けて、JF全漁連で「環境・生態系保全活動サポート推進事業」を実施します。全国の活動組織が展開する保全活動の取り組みに対して、主として技術的な事項に関する幅広いサポートを行っていくものです。

活動組織からの高度で細かな要請に対して、的確かつ具体的に対応できるように、環境・生態系保全活動サポート専門家（以下、「専門家」という。）の紹介を行い、活動組織の取り組みを幅広くサポートします。

このほど、JF全漁連では、藻場・干潟等の環境・生態系保全活動について豊富な経験や実績を有し、環境・生態系保全活動に取り組みもうとする活動組織に対して、技術的なサポートを行うことのできる「専門家」の募集と登録を行います。

### (3) 専門家に登録されると

専門家として登録されると、活動組織が環境・生態系保全活動を実行していく過程で生じる技術的な問題に関する相談、問い合わせに対して、助言・指導等の技術的なサポートを行うことが求められます。主として次に掲げる役割を担います。

- ①藻場・干潟等の環境・生態系保全活動の計画づくりに関するサポート
- ②藻場・干潟等の環境・生態系保全活動の手法に関するサポート
- ③藻場・干潟等の環境・生態系保全活動に係る調査等に関するサポート
- ④報告書の作成、一般市民の参加・情報公開などの運営・広報に関するサポート

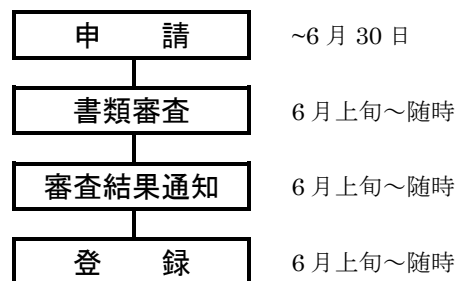
また、専門家として次に掲げる責務を有します。

- ①環境・生態系保全活動に係る専門的な知識、技術の研鑽に努めること。
- ②常に漁業者等の視点に立ったサポートに努めるものとし、活動組織から要請されている事項以外のこと（不必要な営業行為や個人的な主義・主張の押し付け等）は行わないこと（活動組織の満足度等についてアンケート調査の実施を予定しています）。
- ③活動組織等からの要請に応じて技術サポートを実施した場合には、技術的な指導の内容等を取りまとめ、J F 全漁連に報告すること。
- ④サポート活動により知り得た情報等を、他人に漏えいしてはならないこと。
- ⑤野外作業においては、ヘルメットやライフジャケット等の着用など、安全には充分配慮するとともに、乗船や潜水など危険が伴うような活動を行う場合には保険に加入すること。

※「環境・生態系保全活動サポート専門家」は、いわゆる国家資格等に類するものではなく、また、登録された方の活動の場を保証する制度ではないことをご承知下さい。

## 2. 申請から登録までの流れ

専門家として登録を受けるためには、「3. 応募方法」に示した申請書による書面審査に合格することが必要となります。



※詳細な公募スケジュールについては、JF 全漁連ホームページにおいて告知しますのでご確認ください。

## 3. 応募方法

### (1) 申請料

申請料は無料です。

### (2) 申請書

本募集要項に付属している登録申請書様式第1号及び添付資料1～3を使用してください（J F 全漁連ホームページからダウンロードが可能です）。

### (3) 提出書類

①申請書（様式1～4）： 4部【原本1部+複本(原本をコピーしたもの)3部】

※複本は両面コピーで作成しても構いません。

②申請書様式3に記載のある取得免許・資格・経歴を証明又は補完するもの

③審査結果の通知用封筒（長3（23.5cm×12.0cm））

※申請者のご住所、ご氏名を記入し、80円切手を貼付して下さい。

### (4) 提出方法

前項の提出書類一式を、提出期限（当日消印有効）までに「8. 提出先」までご郵送下さい。

※提出書類は郵送のみにより受け付けいたします。

※申請書類に不備や不足がある場合は無効となる場合がありますので、必ず投函前に提出書類をご確認下さい。

※提出期限はJF全漁連HPにてご確認下さい。

## 4. 登録要件と選考方法

藻場・干潟等における環境・生態系保全活動サポート専門家としての登録要件は、全国各地の活動組織が行う環境・生態系保全活動への協力の意志がある、わが国在住の個人とし、藻場・干潟等のいずれかについて、専門的知識を有している方もしくは藻場・干潟等の保全活動の運営・広報に関する実務能力を持ち合せるとともに、以下に示す要件の①～④を満たす者として、書面審査に合格した方とします。

①環境・生態系保全活動の主旨をよく理解、かつ、全国各地の保全活動組織が行う環境・生態系保全活動への協力の意思のある、わが国在住の個人。

②藻場・干潟（浅場を含む）、サンゴ礁、ヨシ帯のいずれかについて、専門的な知識を有している方。

③藻場・干潟等の調査・研究や保全活動に係る業務について、おおむね3年以上の実務経験もしくはそれと同等の能力を有する方。

④活動組織等の要望及び当会からの派遣依頼に応じ、現地を訪問し、活動組織への技術的サポートを行うことが可能である方。

応募方法の登録申請書様式第1号及び添付資料1～3の提出書類に基づき、書面審査を行い、登録専門家を決定させていただきます。

様式第1号及び添付資料1～2では、環境保全活動に関する実績、環境保全に関する資格、経歴について審査します。

添付資料3では、環境保全に関する知識及び専門家登録制度の趣旨の正しい理解の下、積極的に専門家として活動を行おうとする意欲を論文において審査します。

## 5. 注意事項

- ・環境・生態系保全活動専門家登録制度は、法律に基づく国家資格ではありません。
- ・専門家としての活動に係る旅費、日当等の経費については、相談を希望する活動組織と専門家で直接相談していただくことになります。
- ・登録後に申請書及び証明書等の提出書類に虚偽の記載が認められた場合、登録制度の適正な運営に支障を来すと認められた場合、また、専門家の責務に著しく反する行為等が認められた場合には、専門家の登録を取り消すことがあります。
- ・受理した申請書等の書類は、理由の如何を問わず返却はいたしかねます。
- ・申請後、氏名、住所、勤務先、連絡先等に変更が生じた場合は、すみやかに事務局までご連絡いただくとともに、登録変更申請書をご提出いただきます。

## 6. 個人情報の取り扱いについて

申請者から提供される個人情報については、専門家情報バンクの管理・運営を行う全国漁業協同組合連合会の個人情報の取り扱いに準拠します。

参考「全国漁業協同組合連合会の個人情報の取り扱いについて」 [http://www.zengyoren.or.jp/personal\\_data/personal\\_data.html](http://www.zengyoren.or.jp/personal_data/personal_data.html)

## 7. 登録期間および更新、専門家登録証の交付

専門家登録の有効期間は1年間とし、希望等に応じて登録を更新することができます。また、専門家には、JF全漁連から「専門家登録証」を交付いたします。

## 8. 提出先・問合せ先

〒101-8503 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル7F

JF全漁連（全国漁業協同組合連合会）漁政部 環境・生態系保全活動サポート窓口（専門家登録担当）宛

（お問い合わせ）

TEL 03-3294-9616（直通）

E-mail [k-support@zengyoren.jf-net.ne.jp](mailto:k-support@zengyoren.jf-net.ne.jp)

ホームページ URL <http://www.zengyoren.or.jp/>（申請書類のダウンロードができます）